

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年10月4日（令和3年（行情）諮問第401号）

答申日：令和4年11月7日（令和4年度（行情）答申第321号）

事件名：ペプシノーゲン法検査で調べる物質が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ペプシノーゲン法検査で調べる物質のわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月28日付け厚生労働省発総0628第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分は違法不当である。まず、衆議院事務局は、胃部検査としてペプシノーゲン法検査をしている。これは国家公務員の定期健康診断、人事院規則10-4、20条（定期の健康診断）では、胃部X線（胃の透視）に変わるものだと思います。

日本国憲法前文に、・・・その権力は、国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは、人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除するとありますので、胃の透視ではなくペプシノーゲン法検査は合法である。

その合法の検査は天下の衆議院事務局が行っている素晴らしい検査なのであるから、ペプシノーゲン法検査で調べる物質は分かるはずである。

これは、国は二度と不正はしないと誓った森友問題のように書類を隠しているとしか思えない悲しい出来事である。速やかに開示すべきだ。

（2）意見書

医薬・生活衛生局においてペプシノーゲンを測定する体外診断用医薬品の添付文書の意味が分かりません。（中略）

申し訳ございませんが、上記のペプシノーゲンを測定する体外診断用医薬品の添付文書は、ネットで見れますでしょうか？それなら名前を教えてくださいませんか？よろしくお願いします。（後略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年4月24日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「ペプシノーゲン法検査で調べる物質のわかるもの」の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和3年6月28日付け厚生労働省発総0628第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年7月1日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件開示請求に係る対象文書の特定について

処分庁において、本件開示請求を受けて、次のような観点から対象文書の探索を行った。

健康局がん・疾病対策課では、エビデンスに基づくがん検診の推進に向けて、各種検診を実施することで死亡率減少効果が得られるかという観点から各種エビデンスを収集しているが、検査方法そのものがどのようになされているかについては検討に必要な項目ではないことから、当該検査において計測している物質が分かるものについての文書は保有していなかった。

また、体外診断用医薬品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の適用を受けることから医薬・生活衛生局、また、検体検査の制度については医政局も該当する可能性があることから、各局にも確認したが、いずれも該当文書は保有していなかった。

なお、医薬・生活衛生局においてペプシノーゲンを測定する体外診断用医薬品の添付文書について、該当文書になり得るかどうか審査請求人に確認したところ、それらは該当文書ではないとの回答を得ている。

なお、本件審査請求を受けて保険診療としての適用の観点から保険局にも、念のため、改めて該当文書の有無について確認をしたが、保有していなかった。

(2) 原処分 of 妥当性について

処分庁においては、上記(1)のとおり、様々な観点から、対象文書の探索を行ったが、これを保有していることは確認されなかったものであり、したがって、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことを理由に行われた原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、文書不存在を理由として不開示決定を行った原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和4年10月20日 審議
- ⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は「ペプシノーゲン法検査で調べる物質のわかるもの」(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成又は取得しておらず不存在であるとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を保有していないことの理由を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求める「ペプシノーゲン法検査」とは、萎縮性胃炎の発見のために血液中のペプシノーゲン(※)の産出量を測定する検査のことであり、胃がんは萎縮性胃炎を経て発生する可能性が高いとされているので、胃がんの早期発見に有効な検査方法ではあるが、現行では胃部X線検査及びそこで異常が見つかった場合の内視鏡検査が推奨されている。

厚生労働省においては、診療行為やそれに付随する投薬行為については、医療保険制度とあいまって厳正な基準を各担当部局において必要に応じ示しているところ、ペプシノーゲン法検査については、がん予防研究会等の資料が厚生労働省のウェブサイトに掲載されているが、全体に占める割合を述べるなど予防学的観点からの紹介にとどまり、厚生労働省内に当該検査の基準を定め、それを推進・

周知する部局は存在しない。このことは、理由説明書にも記載しているとおりでである。

(※) ペプシノゲンとは、胃の粘膜で生成される消化酵素のペプシンを作る物質のことである。

- イ したがって、審査請求人が開示を求める「ペプシノーゲン法検査」で調べる物質とは、「血液中のペプシノゲン」ということになるが、これは、飽くまでも学問的な物質を指すだけであって、現行、厚生労働省は検査に使用するペプシノゲンについて何らの基準等を示してもないことは上記アで述べたとおりであり、業務上、「ペプシノーゲン法検査」で調べる物質に関する文書を作成又は取得する必要がない。
- ウ なお、念のため、理由説明書に記載した局・課において、それぞれ共用フォルダ、キャビネット、書庫等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見されなかった。

- (2) ペプシノーゲン法検査については、現在、厚生労働省内に主担当の部局が存在せず、何らかの基準等も示していないため、本件対象文書に該当する文書を作成又は取得する必要もなく保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点はなく、他に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子